

公立学校情報機器整備事業に係る支援業務

業務仕様書

1 本業務の概要

(1) 業務名 公立学校情報機器整備事業に係る支援業務委託

(2) 履行期間

【令和6年度業務】 契約締結の日から令和7年3月31日まで

【令和7年度業務】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 業務の目的

岩手県の義務教育段階の公立学校における児童生徒1人1台端末の更新整備に当たり、GIGAスクール構想の実現を目指し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、端末の日常的な利活用が進むように、岩手県学校教育DX・学力育成協議会（共同調達会議）の運営を支援することを目的とする。

2 業務内容【令和6年度業務】

下記3について令和7年4月当初から円滑に着手する必要があるため、令和7年3月に準備業務として以下の業務を行うこと。

(1) 令和6年度に委託者が行った業務、資料及び経緯の整理

(2) (1)におけるエグゼクティブサマリの作成

(3) 令和7年度に対応が必要と想定される課題一覧の作成

3 業務内容【令和7年度業務】

(1) 共同調達会議の運営支援

ア 本業務を進めるための全体計画書を作成すること。

イ 共同調達会議の実施に当たり、事務局を担う岩手県教育委員会事務局教育企画室に対し、コンサルティングを行うこと。

ウ 2月に1回をめぐり、GIGA端末共同調達検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催し、会議の運営（議題・会議資料・議事録作成含む）、構成員（10名程度）の日程調整及び会場準備（オンライン会議含む）を行うこと。

ワーキンググループでの主な会議内容は以下の5点とする。

- ・ 共通仕様書の作成及び端末整備・更新スケジュールについて
- ・ 端末の利活用に向けた取り組みについて
- ・ 校務DXの推進に向けた業務改善について
- ・ 学校のネットワークの改善に向けた取り組みについて
- ・ その他共同会議体が必要と認めた事項について

エ 令和8年度に端末更新を予定している県内20市町村教育委員会に対し、オプトアウトの有無、端末の契約時期及び利用開始時期等についての調査を行うこと。

また、選択するOSごとの小会議を開催し、共通仕様書について説明及び意見交換を行い、合意形成を図ること。

(2) 端末共通仕様書の作成支援

令和7年度の調達結果を踏まえ、令和8年度に向けた3OS（Chromebook、iPad、Windows端末）の共通仕様書の作成を行い、資料としてまとめ、ワーキンググループに提出すること。

(3) 共同調達会議が行う公告・審査等の支援

共同調達会議が行う公告・審査に向けた書類作成等への助言及び支援を行うこと。

(4) 市町村教育委員会が作成した各種計画、端末の契約、納品等の進捗確認及び支援

ア 令和7年度に端末更新を予定している県内14市町村教育委員会に対し、各種計画（端末整備・更新計画、ネットワーク整備計画、校務DX計画、1人1台端末の利活用に係る計画）、端末の契約及び納品等の進捗確認の支援を行うこと。

イ 市町村教育委員会が行う契約及び納品について、市町等教育委員会の求めに応じた助言を行うこと。

(5) その他、委託者及び受託者が協議の上、必要と認められた業務を行うこと。

(6) 本事業の成果物を取りまとめた報告等

(1)～(5)について、本業務の経過について取りまとめ、必要に応じて委託者及び共同調達会議に報告すること。

4 契約に関する条件等

(1) 再委託の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を協議しなければならない。

また、受託者が委託する第三者についても、「企画提案実施要領」中、「3 プロポーザル参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(3)から(9)に準じること。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めるとともに可能な限り、障がい者の雇用又は社会参加が図られるよう、配慮するものとする。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に対して書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等関しては、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(7) 入札に係る制限

受託者は、本業務に係る共同調達及びオプトアウトに対する端末調達における入札に関与することを認めない。なお、(1)、(2)の事業者はもとより、グループ企業、出資関係にある企業を始めとした関連する企業においても同様の入札制限を講じるものとする。

(8) 受託者に必要な要件

- ア 本業務を実施する組織・部門において、ISMS、ISO/IEC27001、JIS Q27001のいずれかに関する情報セキュリティ規格を参加資格確認申請書提出時点で取得していること。
- イ 公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱等（令和6年1月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知）について熟知しており、適切な業務支援が実施できること。
- ウ 受託者はGIGAスクール構想第2期において、本業務と同等の業務を受託した実績があり、適切に業務を遂行していること。また、他都道府県の事例紹介ができるよう、複数の実績があることが望ましい。
- エ 教育現場におけるシステムや端末調達業務に精通しており、適切な技術支援が実施できること。
- オ 本業務においては以下の経験を有している体制を準備すること。
 - (ア) 都道府県や市町村教育委員会等が発注する学校のICT環境整備におけるプロジェクトに実務責任者として従事した経験を有すること。
 - (イ) GIGAスクール構想第1期において、端末の共同調達やインフラに係る調達業務に従事した経験を有すること。
 - (ウ) 官民間問わず、端末調達に関する計画及び調達仕様書作成の知見及び経験を有すること。
 - (エ) 教育情報セキュリティポリシーなど官公庁におけるセキュリティの知見及び経験を有すること。
 - (オ) 校務DXにおけるゼロトラスト、クラウド、ネットワークなどのIT技術に精通していること。